

徳島県告示第百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
乙黒 喜光	杏林堂接骨院	板野郡松茂町広島字東裏一三一五	令和五年二月一日
山口 哲生	のびる整骨院	鳴門市大麻町市場字大道四二一五	同 三月一日
山村 颯	やまむら接骨院	板野郡藍住町奥野字乾一三一一	同 二月二日